

消費者ネットワーク

2013年12月13日

第198号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 河野康子

TEL : 03-5216-6024
FAX : 03-5216-6036



「集団的消費者被害回復訴訟制度」が可決・成立しました。

前通常国会から今臨時国会に継続審議となっていた「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」が、衆議院、参議院ともに全会一致で可決され、成立しました。

情報力や交渉力の格差などのために、実際に消費者被害を回復するためには大きな困難が伴います。この法律は、消費者被害のうち共通の原因で多数発生するものについて、実効的な被害回復の可能性を広げるものであり、私たち消費者団体が長年に亘りその実現を求めてきたものです。

今後、この制度を実際に使って消費者の権利を実現していかなければなりません。また、国会審議の中でも指摘されていたように「小さく産んで、大きく育てる」ことも期待されています。



※12/3参議院消費者問題に関する特別委員会での採決の様子
(写真提供:日本消費経済新聞社)

もくじ

もくじ	1
「集団的消費者被害回復訴訟制度」が可決・成立しました	1
「集団的消費者被害回復訴訟制度」実現までの足どり	2・3
全国消団連提出の意見書、パブリックコメント メニュー偽装表示に関する意見書、他2件	4・5
消費者委員会と全国消団連との懇談会	6
「食品表示基準の検討方針について」学習会	7
「消費者庁に聞く!一般健康食品 機能性表示の現状と今後の進め方」学習会	8
会員団体からの活動紹介	9・10
海外の消費者情報	11
全国消団連 会員団体の活動紹介、編集後記	12